

千葉県特定建築物事前協議実施要領

第1 目的

この要領は、千葉県特定建築物維持管理指導要綱第11条に基づいて事前協議を行うにあたり、必要な事項を定める。

第2 協議方法及び措置

1 事前協議は、事前協議申請書（様式第1号）及び次の各号に掲げる図書をもつて行うものとする。

- （1）建築物の案内図、配置図
- （2）建築物の平面図、立面図
- （3）空気調和設備に関する図面一式
- （4）給排水設備に関する図面一式
- （5）雑用水道設備に関する図面一式
- （6）除塵効率計算書
- （7）外気導入量計算書
- （8）加湿量計算書
- （9）給水計画水量計算書
- （10）その他市長が必要と認める書類

2 事前協議における協議事項は、次のとおりとする。

- （1）審査事項 別紙1に定める事項
- （2）要望事項 別紙2に定める事項

3 保健所長は審査事項について審査を行い、事前協議結果書（様式第2号）を申請者に対し交付するものとする。

4 審査事項について不適のあった場合は、事前協議指導事項改善報告書（様式第

3号)を徴収するものとする。

5 要望事項については、口頭指導のみとする。

6 事前協議結果書の有効期間は交付日から10年間とし、有効期間を経過し引き続き計画を継続する場合は、再度事前協議を行うこと。

7 事前協議結果書(甲票)は、10年保存するものとする。

附則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附則(平成9年3月28日 8千環生第455号保健衛生部長通知)

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成13年1月6日から施行する。

附則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成26年6月1日から施行する。

2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

1 この要領は、令和6年8月1日から施行する。

2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

- 3 この要領の改正前になされた事前協議のうち、当該建築物に係る建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第5条第1項（同条第2項で準用する場合を含む。）に規定する届出があった場合は、第27を適用する。